



家電公取協 第92回消費者モニターアンケート(調査概要)

●モニターの皆様には、家電公取協の「適正表示の取り組み」「ホームページ」「シンボルマーク」についてのアンケートにご協力いただきありがとうございました。
アンケート結果の概要をご報告させていただきます。

表示を正しく
家電公取協

I.はじめに

①普段アンケートを回答する際に主に使用する機器は、(N=192、複数回答)

- 1位:パソコン …82.8%
- 2位:スマートフォン …36.5%
- 3位:タブレット … 6.8%

②今回の消費者モニター募集を知ったのは、(N=192、単一回答)

- 1.モニター募集のWebサイト …31.8%
- 2.家電公取協からの募集案内 …27.6%
- 3.家電公取協のホームページ …21.4%
- 4.知人から聞いた …14.6%
- 5.その他 … 4.6%

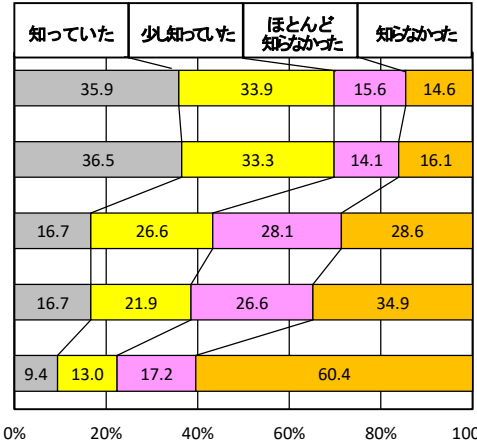
II.適正表示の取組みについて

③消費者庁や景品表示法は比較的良好に知られているが、家電公取協とその活動内容、シンボルマークについての認知度はやや低い。

N=192、単位=%

【全体】

- 消費者行政の舵取り役として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現するために「消費者庁」があること。
- 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)は不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律であること。
- 「家電公取協」について。
- 「家電公取協」では家電品に関する自主ルール(公正競争規約)を定めて、「適正表示」の実現に取り組んでいること。
- 家電公取協シンボルマーク「ただしちゃん」について。



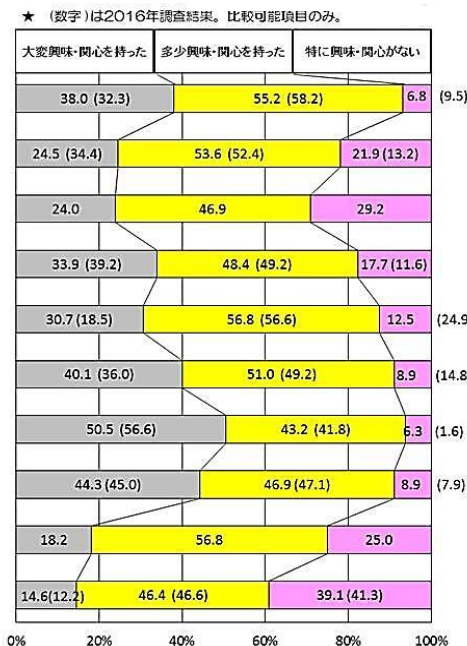
III.家電公取協のホームページについて

④家電公取協のホームページでは、全体に興味・関心が高いが、「よくある質問Q&A」「家電公取協まるわかりガイド」「価格撤廃機種のお知らせ」等に、興味・関心を持つ人が多い。

N=192、単位=%

【全体】

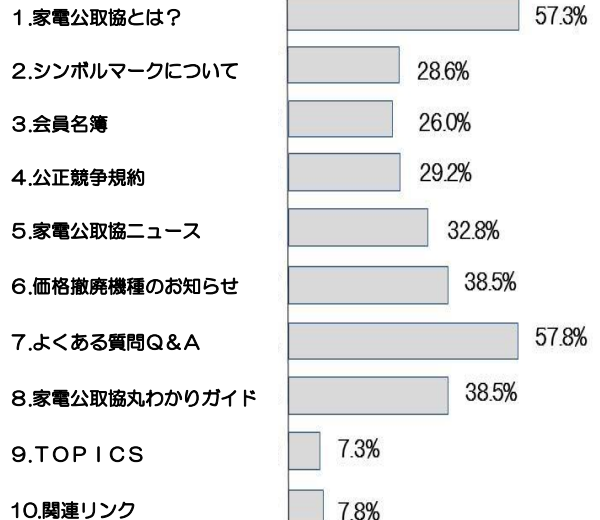
- 家電公取協とは?
- シンボルマークについて
- 会員名簿
- 公正競争規約
- 家電公取協ニュース
- 価格撤廃機種のお知らせ
- よくある質問Q&A
- 家電公取協まるわかりガイド
- TOPICS
- 関連リンク



⑤ホームページで『特に興味・関心を持った内容』としては、「よくある質問Q&A」「家電公取協とは?」をそれぞれ6割近くがあげている。

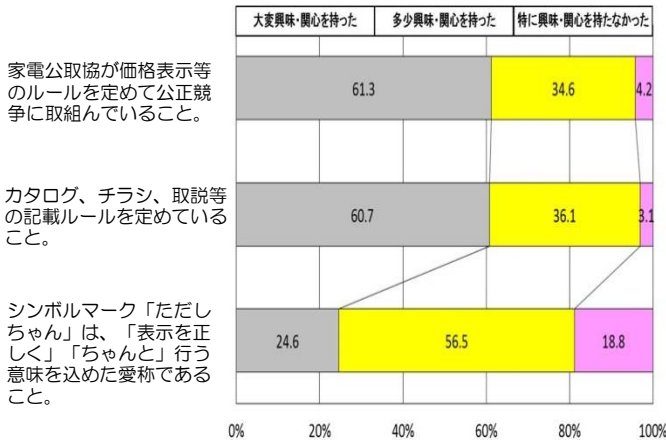
N=192、複数回答

【全体】



⑥「家電公取協まるわかりガイド」では、家電公取協が「価格表示等のルールを定めて公正競争に取り組んでいること」「カタログ、チラシ、取説等の記載ルールを定めていること」について、特に「大変興味・関心」を持たれている。

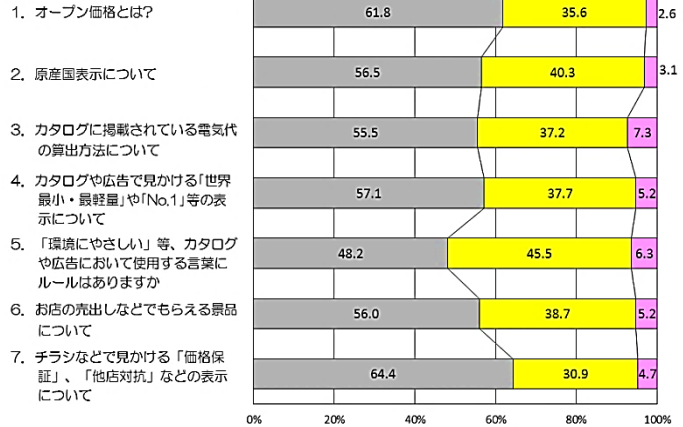
N=192、単位=%



⑦「よくある質問Q&A」は、各項目とも9割以上が興味・関心を持っている。

N=191、単位=%

【全体】



IV.シンボルマーク「ただしちゃん」について

⑧家電公取協のホームページ以外で、シンボルマーク「ただしちゃん」を見たことがあるのは4割(39.3%)。6割(60.7%)が見たことがないと答えている。



表示を正しく
家電公取協

シンボルマーク「ただしちゃん」を

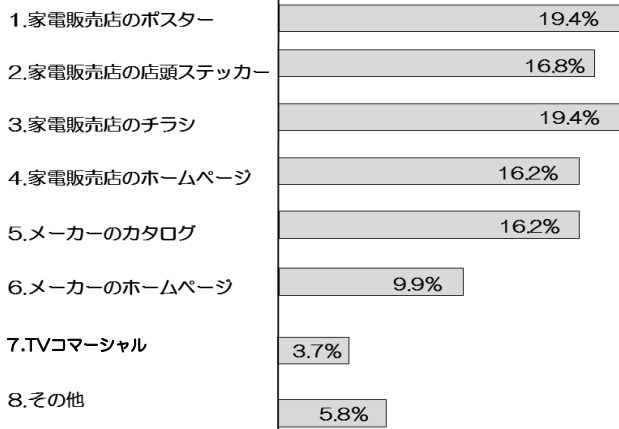
N=191

いずれかで見たとある	39.3%	いずれでも見たことがない	60.7%
------------	-------	--------------	-------

「見たことがある」のは、家電量販店の「ポスター」や「チラシ」「店頭ステッカー」「家電販売店のホームページ」「メーカーのカタログ」などが比較的多い。

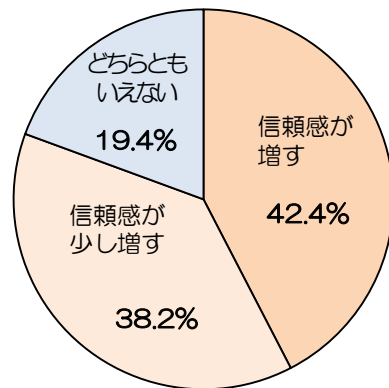
【全体】見たことがある場所

N=191
複数回答



⑨企業がシンボルマーク「ただしちゃん」を使用していると、4割以上がその企業に対する「信頼感が増す」と回答、「信頼感が少し増す」を加えると8割を超えている。

N=191



⑩今後、商品選択の際、8割弱が「ただしちゃん」を意思決定の参考にすると回答。

N=191

